

大阪市の労働組合に対する不当な介入・不当労働行為の即刻停止を求める特別決議

今、大阪の地で、労働組合の団結をないがしろにする動きがある。

その発端は、大阪市労連に対する便宜供与の一方的な否定である。それは労組法で認められている正当な組合活動に対する一方的攻撃であり、労働組合弱体化を企図する不当労働行為と言える。

さらに橋下大阪市長が、大阪市全職員に対して行った政治・組合活動に関するアンケートは、勤労者の団結をおびやかすもの、つまり労働組合の存在を否定するものに他ならず、加えて憲法で保障された思想・信条の自由の領域まで踏み込むものである。こうした不当な行為に対する当該労働組合の法的申し立てはもちろんのこと、日本弁護士連合会や大阪弁護士会など法曹界からもこのアンケートの違法性が指摘されているにもかかわらず、大阪市は調査の凍結を表明したのみである。

大阪市は調査結果を即刻、完全に廃棄し、今回の暴挙に対し謝罪すべきである。公務員として働く職員が、民間企業で働く労働者と同じく憲法 28 条の「勤労者」にあたり労働基本権が保障されていることは最高裁においても承認されている。大阪市内で行われている組合攻撃は、全国の公務労働者はもちろん民間労働者の権利や労働運動にまでも影響を与えかねない。

私たちは「働くことを軸とする安心社会」の実現を目指しているが、この社会像の基礎に、日本において重要な社会的インフラであるところの「健全な労使関係」を置いている。橋下市長をはじめ大阪市当局は、その「健全な労使関係」をないがしろにする一連の行為が、結果的に、市民への安心、安全かつ良質なサービスの低下につながっていくことを強く自覚すべきであり、不当な労働組合攻撃を即刻停止し、改めて健全な労使関係の構築に努力すべきである。

以上、決議する。

2012年3月2日

2012連合大阪春季生活闘争総決起集会